

2) 条例第2条第1項第5号によるもの（特別規制地域から除外する地域）

○自然公園の普通地域と都市計画法での用途地域が重複する地域

鶴岡市 湯野浜、温海、鼠ヶ関

※ 庄内海浜県立自然公園の区域はすべて普通地域

○変更となる地域

